

# 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の 一部を改正する法律案 骨子（案）

## 第一 目的の改正

目的に、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを追加すること。

## 第二 定義の改正

「永住被害者」、「永住配偶者」等の必要な定義規定を置くこと。

※永住被害者……帰国した被害者であって本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの  
永住配偶者……帰国し、又は入国した被害者の配偶者であって本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの

## 第三 滞在援助金の支給対象の拡大

滞在援助金の支給対象に、帰国し、又は入国した被害者の配偶者、子及び孫を加えること。

## 第四 老齢給付金の創設

- 1 国は、永住被害者又は永住配偶者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、永住被害者又は永住配偶者であって60歳以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給すること。
- 2 老齢給付金の支給を受けることができる者は、その一部について、一時金の支給を選択することができること。

## 第五 配偶者支援金の創設

国は、永住配偶者であってその配偶者である被害者が65歳に達した後死亡したもの等に対し、配偶者支援金を、毎月、支給すること。

## 第六 特別給付金の創設

国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至った被害者に対し、当該被害者の請求により、その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給すること。

## 第七 追納支援一時金の創設

国は、帰国し、又は入国した被害者の子が国民年金法の特例として政令で定めるところにより保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、追納支援一時金を支給することができること。

## 第八 拉致被害者等給付金の支給の特例

国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から10年を経過した永住被害者又は永住配偶者であってその生活基盤の再建又は構築が不十分なものについて、10年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から15年を限度として、拉致被害者等給付金の支給を行うことができること。

## 第九 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年1月1日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を設けること。